

岐阜市長良川国際会議場指定管理者の応募に関する質問・回答

No.	質問			回答（令和 8 年 8 月 14 日）
1	件 名	事業所税について		
	該当頁	募集要項	P12	事業所税については、課税と見込んだ収支計画に対し、決算において非課税となった場合、当該事業所税分については返還していただくこととなります。実際にかかった金額が当初の予算額を下回った場合は、その差額を返還していただきます。 また、管理運営に関する協定書（ひな形）第 17 条に、下記のとおり第 2 項を追加します。 「委託料で見込んだ事業所税は、納税額確定後、第 15 条の規定に基づく事業計画の収支明細の額に満たないときは、その差額を市に返還するものとする。」
	事業所税が課税されることを見込んだ収支予算に対し、決算において結果的に非課税となる場合、当該事業所税相当額に係る委託料は、返還する必要がありますか。			